

訪問介護重要事項説明書

(介護予防訪問介護・訪問介護)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 原田ヒカリ会
事業者の所在地	広島県尾道市原田町梶山田3609番地
代表者	理事長 比本 学志
電話番号	(0848) 38-0345
FAX番号	(0848) 38-0661

2 事業所

事業所の名称(番号)	ヘルパーステーションひかり苑 (3471102727)
事業所の所在地	広島県尾道市原田町梶山田3581番地1
管理者	佐野 涼子
電話番号	(0848) 38-7735
FAX番号	(0848) 38-7736

3 基本理念・基本方針

「基本理念」

利用者個人の尊厳を基礎とし、自立支援に向けて良質なサービスを提供し、地域社会へ貢献するとともに信頼される法人を目指すことを基本理念とする。

「基本方針」

- 1 個人の尊厳・プライバシーを十分尊重し、自立支援に努めます。
- 2 良質なサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。
- 3 清潔の保持、安全・安心の確保に努めます。
- 4 職員は、年次事業計画に基づきサービス向上のため自己研鑽に努めます。
- 5 地域社会との連携を深め、協力関係等積極的な事業展開を図り、貢献に努めます。

4 運営方針

利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、それをサービスに反映させ、職員一人一人が利用者の立場に立った思いやりのあるケアに努める。

5 事業所の職員体制

(2025(令和7)年4月1日現在)

職 種		常 勤	非 常 勤	計
管理者		1名	-	1名
サービス提供責任者		2名	-	2名
サービス 担当職員	介護福祉士	2名	-	2名
	介護職員基礎研修修了者	-	1名	1名

6 営業時間及びサービス内容・地域

営業時間	月曜日～日曜日、午前8時30分～午後5時30分までです。 ただし、利用者のニーズによって24時間対応可能とします。
サービス内容	身体介護(食事介助・排泄介助・入浴介助・更衣介助 等) 生活援助(部屋やトイレ掃除・洗濯から収納まで・整理整頓・薬の仕分け・安否報告 等)
サービス提供地域	尾道市(原田町のみ)とする。

7 サービス利用料及び利用者負担

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割から3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額、利用者の負担となります。

通常の時間帯（8：30～17：30）でサービスを行う場合の料金です。

通常の時間帯以外は、以下の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝（6：00～8：00） 夜間（18：00～22：00）は、利用料金に25%を加算

深夜（22：00～6：00）は利用料金に50%を加算

(利用料金表)

【訪問介護】

(身体介護料金表)

サービス提供時間	介護報酬額	ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
1時間以上 (30分増毎)	5,670円 (820円加算)	567円 (82円加算)	1,134円 (164円加算)	1,701円 (246円加算)

○上記身体介護を行った後に引き続き生活援助を行う場合は上記料金に下記料金を加算。ただし20分未満の身体介護の後には生活援助を行う事は出来ません。

サービス提供時間	介護報酬額	ご利用者負担		
		1割	2割	3割
20分以上45分未満	650円加算	65円加算	130円加算	195円加算
45分以上70分未満	1,300円加算	130円加算	260円加算	390円加算
70分以上	1,950円加算	195円加算	390円加算	585円加算

(生活援助料金表)

サービス提供時間	介護報酬額	ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

○端数処理により本表と実際の金額が若干異なる場合があります。

○サービスに要する時間とは、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行う為に標準的に必要となる時間です。

○ご利用者様の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行った時は、上記金額の2倍になります。

○2時間未満の間隔でのサービス提供は所要時間を合算しますが、看取り期の利用者にサービス提

供する場合には、2時間未満の間隔でも所要時間を合算せずにそれぞれの所定額を算定します。

加算名称	介護報酬	ご利用者負担額		算定回数等
初回加算	2, 0 0 0 円	1 割	2 0 0 円	利用開始月及び過去 2 か月間、訪問介護の提供を受けていない場合に算定
		2 割	4 0 0 円	
		3 割	6 0 0 円	
緊急時訪問介護加算	1, 0 0 0 円	1 割	1 0 0 円	1 回の要請に対して 1 回
		2 割	2 0 0 円	
		3 割	3 0 0 円	
同一建物減算		所定単位数の 1 0 . 0 %を減算		
訪問介護特定事業所加算（Ⅱ）		所定単位数の 1 0 . 0 %を加算		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 2 2 . 4 %を加算		

○初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。過去2ヶ月に指定訪問介護の提供を受けていない場合、次回利用時は初回加算の対象となります。

○緊急時訪問介護加算

利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時にサービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

○介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員等の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度基準額の対象外となります。

○訪問介護特定事業所加算Ⅱ

(体制要件)

- (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
- (2) 利用者の関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
- (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
- (4) 健康診断等の定期的な実施
- (5) 緊急時等における対応方法の明示

(人材要件) ((9)又は(10))

- (9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上
- (10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者

○同一建物等減算

事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供した場合、同一敷地内建物等以外の建物で、1月あたり20人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合及び事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月あたり50人以上の場合は異なる率で減算し、請求させていただきます。

○その他、サービスを提供する為に必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者負担になります。

【介護予防訪問介護】

(利用料金表)

サービス提供内容	介護報酬額	ご利用者負担額	
訪問型独自サービスⅠ 事業対象者・要支援１・要支援２の方 で週１回程度の利用が必要な場合	１１，７６０円/月	１割	１，１７６円/月
		２割	２，３５２円/月
		３割	３，５２８円/月
訪問型独自サービスⅡ 事業対象者・要支援１・要支援２の方 で週２回程度の利用が必要な場合	２３，４９０円/月	１割	２，３４９円/月
		２割	４，６９８円/月
		３割	７，０４７円/月
訪問型独自サービスⅢ 要支援２の方で週２回を超える程度 の利用が必要な場合	３７，２７０円/月	１割	３，７２７円/月
		２割	７，４５４円/月
		３割	１１，１８１円/月

【加算】

加算名称	介護報酬額	ご利用者負担		算定会数等
訪問型独自サービス初回加算	2,000円	1割	200円	初回又は過去2か月に指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定
		2割	400円	
		3割	600円	
同一建物減算	所定単位数の10.0%を減算			
訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の22.4%を加算			

○訪問型独自サービス初回加算

新規に介護予防訪問サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した介護予防訪問サービスと同月内にサービス提供責任者が自ら介護予防訪問サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問サービスを行う際に同行訪問した場合に加算します。

過去２ヶ月に介護予防訪問サービスの提供を受けていない場合、次回利用時は初回加算の対象となります。

○介護職員等処遇改善加算Ⅱ

介護職員等の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度基準額の対象外となります。

○同一建物等減算

事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者にサービスを提供した場合、同一敷地内建物等以外の建物で、１月あたり２０人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者にサービスを提供した場合及び事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者が、１月あたり５０人以上の場合は異なる率で減算し、請求させていただきます。

○その他、サービスを提供する為に必要な水道、ガス、電気等の費用は利用者負担になります。

(２) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までに必ずご連絡下さい。なお、キャンセル料は頂きませんので、ご連絡は早めをお願いします。

〔連絡先：電話番号 ０８４８－３８－７７３５〕

(３) 料金のお支払い方法

利用料のお支払いは、現金支払い又は口座自動振替（JA 尾道市又は広島銀行）とさせていただきます。現金払いの場合は翌月初回利用時に請求の上、お支払い頂きます。口座引き落としの場合は、翌月の１５日に引き落とさせていただきます。１５日が土曜日、日曜日の場合は翌週の月曜日とし、祝祭日の場合は、その翌日とします。毎月１０日までに前月分の請求をいたしますので、３０日以内にお支払いください。

(4) 備考

1. 介護保険報酬改定により、給付額等に変更があった場合には、変更された給付額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
2. 利用者が介護サービス費として市町から支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町から支払いを受けます。(法定代理受領)
3. 社会福祉法人等利用者負担軽減制度に該当され、認定証のお持ちの方は介護費が軽減されます。
4. 要介護に度に応じた介護サービス費の1割、2割、3割のいずれか(所得により保険者が定めます)。

8 事故発生時の対応

1. サービス提供中に事故が発生した場合は、保険者、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
3. 当事業者が賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償します。
4. 事故の原因を理解し、再発生を防ぐための対策を講じます。

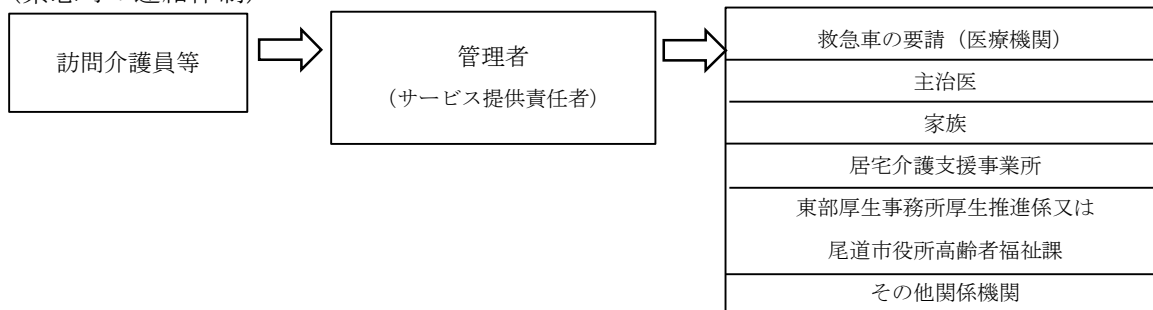
9 秘密保持

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとします。

10 緊急時の対応方法

事業の実施中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時は、従事者は速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
サービス提供中に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

(緊急時の連絡体制)



(緊急時の連絡先及び対応可能時間)

【事業者の窓口】 ヘルパーステーションひかり苑 (担当部署) 佐野 涼子	(所在地) 尾道市原田町梶山田 3581 番地 1 (TEL) 0848-38-7735 (FAX) 0848-38-7736 (受付時間) 8:30~17:30
【主治医連絡先】	緊急連絡票による

(所属医療機関、主治医氏名等)	
【その他関係機関】 高齢者総合ケアセンターひかり苑 (TEL) 0848-38-0345	

1.1 衛生管理

全ての従業者は定期的に健康診断を行い、健康管理・清潔の保持に努めます。又、事業所の設備及び備品等を清潔にし、衛生管理に留意します。

1.2 相談窓口、苦情対応

○サービス内容に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦情・相談窓口	担当者	サービス提供責任者 佐野 涼子
	電話番号	(0848) 38-7735
	FAX番号	(0848) 38-7736
	対応時間	午前8時30分～午後5時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

尾道市役所 高齢者福祉課介護管理係	所在地	尾道市久保1丁目15番1号
	電話番号	(0848) 38-9440 (介護保険係) (0848) 38-9137 (高齢者福祉係)
	FAX番号	(0848) 37-7260
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
広島県 国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	(082) 554-0783
	FAX番号	(082) 511-9126
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日は休み

○苦情処理の体制

- | | |
|----------|--|
| ①苦情受付担当者 | 管理者兼サービス提供責任者 佐野 涼子 |
| ②苦情解決責任者 | 理事長 比本 学志 |
| ③第三者委員 | 監 事 向井 信之 尾道市原田町梶山田23-1
TEL 0848 (38) 0835
評議員 清水 俊彦 尾道市原田町小原542-1
TEL 0848 (38) 0718 |

○苦情処理の手順

(1) 利用者から直接サービス事業所へ苦情が寄せられた場合

- ①管理者は苦情内容の確認及び調査を行う。
- ②管理者は必要に応じて従業者に指導及び助言を行う。
- ③管理者は従業者に事情説明と処理方法の提示を行う。
- ④管理者は利用者に処理方法の通知を行う。
- ⑤従事者は利用者に対し、適切な処理(対応)を行う。
- ⑥管理者は経過記録を作成し、保存する。

(2) 利用者から居宅介護支援事業者を通して、サービス事業者へ苦情が寄せられた場合

- ①居宅介護支援事業者の管理者は担当介護支援専門員に対し、苦情内容の説明を行う。
- ②担当介護支援専門員は、サービス事業所の従事者等に苦情内容の確認及び調査を依頼す

ると同時に、指導及び助言を行う。

③サービス事業所の従事者は担当介護支援専門員に対し、事情説明と処理方法の提示を行う。

④担当介護支援専門員は居宅介護支援事業者の管理者に処理方法の報告を行う。

⑤居宅介護支援事業者の管理者は利用者に対し、処理方法の通知を行う。

⑥サービス事業所の従事者は利用書に対し、適切な処理(対応)を行う。

⑦居宅介護支援事業者の管理者は処理の確認と経過記録を作成し、保存する。

1 3 非常災害対策

1 事業の実施中に風水災害、地震その他の災害が発生した場合、事業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等と連絡方法を確認し、災害時には避難の指揮をとります。

2 センターは、消防計画の防災計画に基づき、年2回以上、避難、救出訓練を行います。

3 管理者は、防火管理者を選任し、防火管理上必要な各種の業務を行わせるものとします。

1 4 虐待防止のための処置に関する事項

1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 虐待防止のための指針を整備する。

③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的にする。

④ 上記措置(①～③)を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 5 第三者評価 【なし】

【説明確認欄】

令和 年 月 日

本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 広島県尾道市原田町梶山田3581番地1

事業所名 ヘルパーステーションひかり苑

説明者 佐野 涼子 印

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代筆者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

家族又は代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____